

【開発事業等の計画の排水施設に係る協議申出書(旧 流末審査願)の記載方法 1】

R7.3月末日
事業者の方向け

★建築局に開発事業者が提出した開発事業構想書に基づき、開発事業等の計画の排水施設に係る協議申出書(以下、協議申出書)を記入します。(開発事業者の方が作成)

開発事業構想書(以下、構想書)

第5号様式(第13条第1項)
(第1面)
開発事業構想書

(提出先)
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例(以下「条例」という。)第12条第1項の規定により、開発事業構想書を提出します。

1. 開発事業及び開発事業に係る手続等の概要

提出年月日	年 月 日
標識設置(修正)年月日	年 月 日
提出区分(周知区分)	<input type="checkbox"/> 新規構想 <input type="checkbox"/> 構想変更
① 開発事業受付番号	第 宅間計・農間計・森間計・共間計 号
② 開発事業区域の所在地(地番)	
③ 開発事業者(提出者)	住所 氏名 電話
④ 連絡先(担当者・代理者)	住所 氏名 電話 E-mail
工事施行者	住所 氏名 電話
⑤ 区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
⑥ 用途地域	
⑦ 開発事業区域	地域まちづくり計画 <input type="checkbox"/> 都市計画マスタープランの地区プラン <input type="checkbox"/> 地区計画 <input type="checkbox"/> 建築協定 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりプラン <input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール 計画名:
	景観計画 <input type="checkbox"/> 開発許可基準の適用あり <input type="checkbox"/> 開発許可基準の適用なし <input type="checkbox"/> あり(都市計画施設名:) <input type="checkbox"/> なし
	都市計画施設
⑧ 開発事業の区分	その他の地域地区 <input type="checkbox"/> 緑化地域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 特別用途地区 <input type="checkbox"/> 臨港地区内の分区 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域 ア: 開発行為(開発区域の面積 500㎡以上等) イ: 大規模な共同住宅の建築 ウ: 市街化調整区域における建築物の建築(建築物の敷地の面積 3,000㎡以上等) エ: 宅地造成及び特定盛土等 オ: 斜面地開発行為 カ: 開発行為(開発区域の面積 500㎡未満かつ道路位置指定を要するもの)
⑨ 特定大規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 開発事業区域の面積 5,000㎡以上 <input type="checkbox"/> 開発事業区域のうち市街化調整区域の面積 3,000㎡以上 <input type="checkbox"/> 大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> 高さ9mを超える盛土 <input type="checkbox"/> 非該当
⑩ 特定小規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 開発事業区域の面積 500㎡未満 <input type="checkbox"/> 非該当
⑪ 開発事業の実施に当たり行う手続	<input type="checkbox"/> 開発許可(協議) <input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 建築確認(計画通知) <input type="checkbox"/> 都市計画法の建築許可(協議) <input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可(協議) <input type="checkbox"/> 道路位置指定
⑫ 宅地造成又は特定盛土等	<input type="checkbox"/> 該当(宅地造成) <input type="checkbox"/> 該当(特定盛土等) <input type="checkbox"/> 非該当
⑬ 盛土規制法の土地用途(該当の場合)	現況 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地 構想 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
⑭ 予定建築物の建築時期	<input type="checkbox"/> 開発事業と併せて建築 <input type="checkbox"/> 開発事業の完了後に建築 <input type="checkbox"/> 建築なし
備考	

参照

協議申出書(開発事業者の方が土木に提出)

規則外様式
開発事業等の計画の排水施設に係る協議申出書
1,000㎡未満

(申出先)
横浜市長(提出先:各区土木事務所)
次のとおり、協議を申し出ます。

1. 申出を行う協議

申出年月日	年 月 日
申出の区分	<input type="checkbox"/> 新規協議 <input type="checkbox"/> 変更協議(当初協議: 年 月 日 土第 号)
申出の内容	(1) <input type="checkbox"/> 都市計画法第32条第1項又は第2項の規定による協議(同法第33条第1項第3号の基準への適合に係る協議を含む。)
	(2) <input type="checkbox"/> 横浜市開発事業等の調整等に関する条例第18条第2項第6号の整備基準への適合に係る協議
	(3) <input type="checkbox"/> 宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項の基準のうち、排水施設に係る基準への適合に係る事前協議 (協議に係る工事の区分: <input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等 <input type="checkbox"/> 土石の堆積) ⑧
	(4) <input type="checkbox"/> 横浜市開発事業等の調整等に関する条例第6条の規定による、都市計画法第33条第1項第3号の基準への適合に係る協議
開発事業者等(申出者)(※)	住所 氏名: 構想書③を記入 電話
連絡先	住所 氏名: 構想書④を記入 電話: (設計者等を記入)

※ 法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入。

2. 申出に係る開発事業等の概要

開発事業等受付番号	第 計 号	構想書①を記入
所在地(地番)	横浜市 区	構想書②を記入
面積	㎡	構想書第2面⑩を記入
区域区分等	<input type="checkbox"/> 市街化区域(用途地域: <input type="checkbox"/> 市街化調整区域)	構想書⑤、⑥を記入
盛土規制法の土地用途(計画)	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地	構想書⑨(構想)を記入 ※盛土規制法の協議の場合
開発事業の目的(予定建築物等)	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> その他()	公共下水道供用開始区域図※1より確認

3. 申出に係る開発事業の計画(排水施設)の概要

排水方式等	<input type="checkbox"/> 分流式 <input type="checkbox"/> 合流式(<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 処理区域編入) 区域
接続先	<input type="checkbox"/> 汚水または合流(<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 雨水(<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 一般下水道 <input type="checkbox"/> 道路排水施設 <input type="checkbox"/> その他)
自費工事	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 一般下水道)
既設接続樹利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 汚水 <input type="checkbox"/> 雨水 <input type="checkbox"/> 合流)
流出抑制施設(河川対応)	協議(<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 対象外) [4添付書類(9)チェックシートによる]
遊水池等(下水道対応)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 貯留 <input type="checkbox"/> 浸透) <input type="checkbox"/> 協議対象外 [4添付書類(9)の提出が不要の場合]

4. 添付書類(この用紙及び添付書類は、2部提出してください。)

(1) 位置図
(2) 新旧対照複合図(変更協議の場合)

こちら
を作成

新規協議または変更協議が選択。
変更協議は当初協議の番号を記載

構想書⑦、⑧に基づき選択
選択の詳細については、次頁(P3)参照

開発調整条例手引きの
規則外様式第1号、第10号は
使用しません。

構想書⑨(構想)を記入
※盛土規制法の協議の場合

公共下水道供用開始区域図※1より確認

雨水を道路側溝に接続する場合、「道路
排水施設」を選択。流末が河川、海域等
の場合は「その他」を選択

「標識設置届」チェックシート(河川流域
管理課協議指導担当)を受理していない
場合は、協議対象外を選択

添付書類「流末流下能力計算書・流域図」から判断し、遊水池等の有無を選択。盛土規制法に基づく協議のうち、土石の堆積事業、開発事業区域の面積500㎡未満の場合、盛土規制法の土地用途(計画)に宅地を含まない場合は「協議対象外」を選択。(4添付書類(6)参照)

※1 公共下水道台帳図情報「だいちゃんマップ」で、公共下水道台帳図、公共下水道供用開始区域図等を閲覧できます。

URL:

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=7&nm=%E3%81%A0%E3%81%84%E3%81%A1%E3%82%83%E3%82%93%E3%83%9E%3%83%83%E3%83%97&ctnm=%E3%81%A0%E3%81%84%E3%81%A1%E3%82%83%E3%82%93%E3%83%9E%E3%83%83%E3%83%97>

(第2面)

2. 開発事業の構想の概要

① 目的	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設、 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用			
② 業間区域	所在地(地番)	「第1面 1. 開発事業区域の所在地(地番)」と同じ。		
	面積	㎡		
③ 用途	内訳	市街化区域	㎡	
		市街化調整区域	㎡	
④ 道路状空地	面積	<input type="checkbox"/> あり	㎡	比率 %
		<input type="checkbox"/> なし		
⑤ 歩道状空地	面積	<input type="checkbox"/> あり	㎡	比率 %
		<input type="checkbox"/> なし		

【開発事業等の計画の排水施設に係る協議申出書(旧 流末審査願)の記載方法 2】

R7.3月末日
事業者の方向け

構想書「開発事業の区分」に基づき選択する、協議申出書「申出の内容」 一覧表

開発事業構想書 「開発事業の区分」 協議申出書「申出の内容」で 選択する項目	ア:開発行為(開 発区域の面積 500m ² 以上)	イ:大規模な共同 住宅の建築	エ:宅地造成及び 特定盛土等 ★宅地造成 (500m ² 以上)	エ:宅地造成及び 特定盛土等 ★宅地造成 (500m ² 未満) ★特定盛土※1、 土石の堆積	オ:斜面地開発 行為
(1)都市計画法32条第1項又は2項の規定による協議	○				○
(2)横浜市開発事業等の調整等に関する条例第18条第2項第6号の整備基準への適合に係る協議		○	○ ※1		
(3)宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項の基準のうち、排水施設に係る基準への適合に係る事前協議			○	○	
(4)横浜市開発事業等の調整等に関する条例第6条の規定による、都市計画法第33条第1項第3号の基準への適合に係る協議	市開発調整条例第6条による協議の場合、選択 (都市計画法第29条第1項第2号及び第3号に規定する開発行為)				

※1 盛土規制法の土地用途(計画)に宅地を含まない(農地、森林、採草放牧地、公共施設用地を含まない)場合を指す
ここで宅地とは、盛土規制法第2条第1号に規定する宅地をいう。

(盛土規制法第二条第一項)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 宅地 農地、採草放牧地及び森林(以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。)並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地(以下「公共施設用地」という。)以外の土地をいう。

※2 面積500m²未満の市街化調整区域における都市計画法に基づく開発行為の場合は、協議申出書「協議の内容」は「都市計画法32条第1項又は2項の規定による協議」を選択